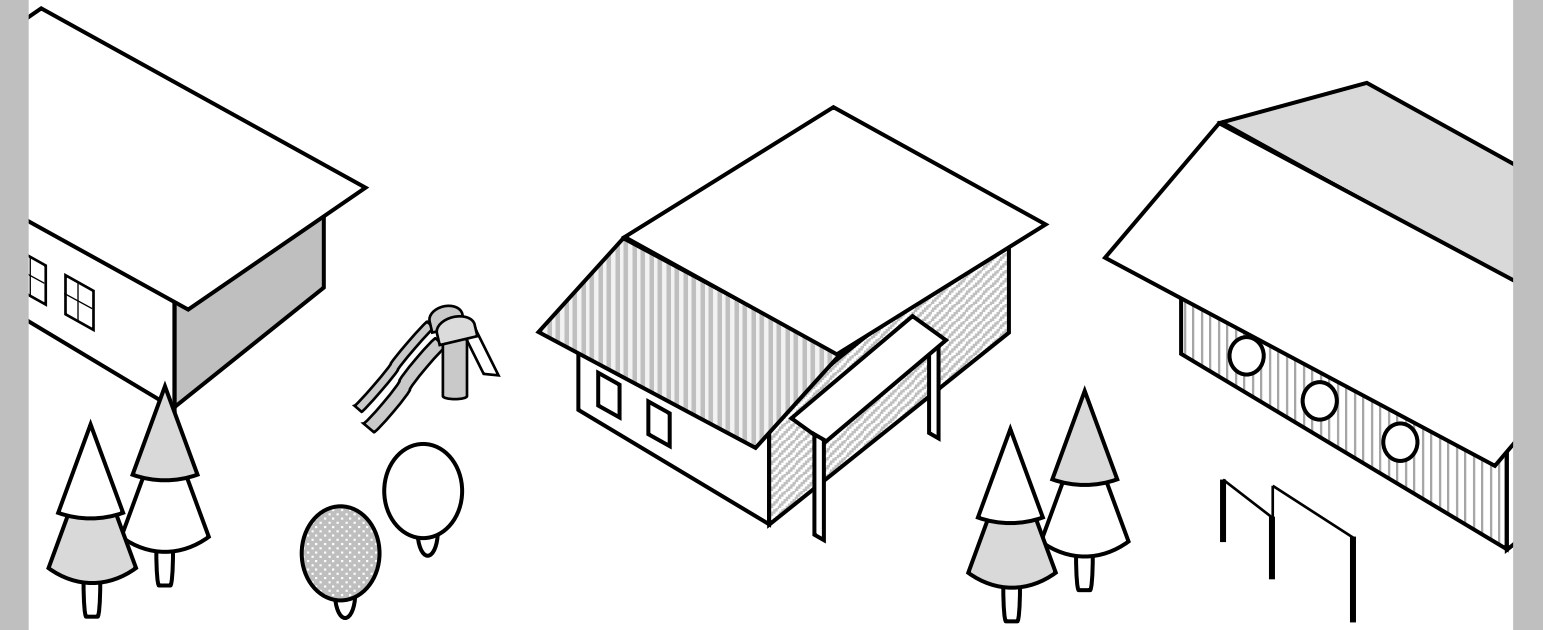




2025年度

# 町田市学童保育クラブ

## 入会要項



学童保育クラブとは	2 ページ
4月1日から入会したいとき	3 ページ
4月16日以降に入会したいとき	3 ページ
申請に必要な書類と入会できる要件	4 ページ
育成料の支払い方法	7 ページ
育成料の減額・免除	8 ページ
学童保育クラブ一覧	12 ページ
放課後の居場所紹介	16 ページ
家庭の状況が変わったとき、退会や入会辞退をしたいとき	18 ページ
オンライン申請	19 ページ

学童保育クラブ  
に関する情報

まちだ子育てサイト



## 学童保育クラブとは

学童保育クラブとは、仕事をしているなどの理由で、児童の保護者（児童の父母・ひとり親家庭の場合は、その一方。児童の父母がいない場合は養育している方。）が日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

保育園と異なり、毎年度申請が必要になりますので、ご注意ください。

### 町 田 市 の 学 童 保 育 ク ラ ブ

入会できる児童	<b>町田市内に在住し、保護者が就労等により日中不在になるご家庭の児童</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入会要件として、保護者の就労時間や児童が集団生活できること等があります。</li> </ul>	
入会できる学童保育クラブ	<b>通学する小学校区にある学童保育クラブ</b> 私立小学校や特別支援学校に通学している児童は、原則在住している小学校区の学童保育クラブになります。 ※ 学区外のクラブを希望する場合は、ご相談ください。	
開所日 (開いている日)	月から金曜日	下校～18:00
	春・夏・冬休み	8:30～18:00
	土曜日	
	振替休業日	
特別保育(延長)時間 ※要申込	学校の授業がある日	18:01～19:00
	土曜日及び学校休業日	8:00～8:29 18:01～19:00
閉所日 (開いていない日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>● 年末年始（12月29日から1月3日）</li> <li>● 学校閉鎖等で小学校が休校となった日</li> <li>● 市長が特に必要と認めた場合</li> </ul>	
育成料	<b>月額：9,000円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民税の額等により減額・免除の制度があります            ※申請が必要です（8ページ参照）</li> <li>● 出席日数による減額はありませぬ。</li> </ul>	
特別育成料 (延長料金)	<b>日額：500円</b> （月額上限2,000円） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土曜日及び学校休業日に朝・夕両方利用しても500円です。</li> <li>● 月の利用日数が4日以上となる場合は月額上限2,000円です。</li> </ul>	
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● おやつ代（月1,500円～2,000円程度）</li> <li>● 保護者会費</li> </ul> ※ 詳細は各学童保育クラブにご確認ください。	

クラブでの生活例は、10ページをご覧ください。

## 4月1日から入会したいとき（一斉入会受付）

入会を希望する全ての方が、以下の一斉受付期間中に申請できます。毎年度申請が必要です。


	申請方法	申請期間	提出方法・提出先
一斉入会受付期間	オンライン申請	10月1日(火) ～ 11月6日(水)	23:59まで  こちらのQRコードから申請できます。
	郵送		必着 上記のQRコードから必要書類をダウンロードできます。裏表紙のあて先まで送付ください。※配達日数を考慮してご提出ください。
	児童青少年課窓口への提出		8:30から 17:00まで 町田市役所2階、202窓口にて受け付けます。 (月曜日から金曜日。祝日を除く)

- 上記期間中に申請した、低学年児童（1～3年生）及び全学年の障がい児は全員入会できます（入会要件を満たし、書類に不備がない場合）。
- 各クラブの定員以上の申込があった場合、高学年児童（4～6年生）は、選考のうえ入会もしくは順番待ちになります。
- 期間後の受付について・・・11月7日（木）から2025年3月15日（土）までの期間も随時受け付けますが、11月6日（水）までの期間において各施設の定員以上の申し込みがあった場合は、「順番待ち」となりますのでご注意ください。

## 4月16日以降に入会したいとき（随時入会受付）

定員に空きがあれば、各月1日と16日に入会することができます。

それぞれ申請期間があるためご注意ください。

	申請方法	申請期間	提出方法・提出先
随時入会受付期間	オンライン申請	1日入会 16日入会	0:00から 23:59まで  こちらのQRコードから申請できます。
	郵送	▼ ▼	必着 上記のQRコードから必要書類をダウンロードできます。裏表紙のあて先まで送付ください。※配達日数を考慮してご提出ください。
	児童青少年課窓口への提出	前月 1～15日 前月 16～末日	8:30から 17:00まで 町田市役所2階、202窓口にて受け付けます。 (月曜日から金曜日。祝日を除く)

### ■随時入会の申請期間のイメージ

	入会前月	入会月
	1日 15日 16日 末日	1日 16日
1日入会	←--- 申請期間 ---→	入会
16日入会		←--- 申請期間 ---→ 入会

### 夏休みだけ入会することはできますか？

夏休みだけの利用も可能です。

学童保育クラブは途中入会（各月1日か16日）、途中退会をすることができますので、必要な期間だけ利用することができます。ただし、年度の途中から入会する場合、学童保育クラブによっては順番待ちとなる場合があります。

# 申請に必要な書類と入会できる要件

必要な書類		詳細	オンライン申請の場合
①	入会申請書	－	申請フォームに入力
②	児童の健康・生活習慣確認シート（初めて入会する児童のみ）	－	申請フォームに入力
③	要件を証明する書類（保護者全員分）	下記の表を参照	申請フォームに写真添付
④	状況に応じて必要な書類	5 ページを参照	申請フォームに写真添付

状況	入会できる要件	要件を証明する書類
就労	居宅外 以下の <u>いずれか</u> を満たすこと (1) 就労の日数が日曜日を除き月12日以上あり、かつ、帰宅時間が15:30を過ぎる (2) 就労時間が週32時間以上である（日曜日を含む）	「就労証明書」 (変則勤務の場合) 「スケジュール表」もしくは 「直近3か月のシフト表」 (自営業、内職の場合) 「事業をしていることがわかる書類」 (5 ページ参照)
	居宅内 就労の日数が日曜日を除き月12日以上あり、かつ、一日の就労時間が5時間以上で、終業時間が15:30を過ぎる	
負傷・疾病 障がい	①日常の保育が困難であると医師の診断がある	「診断書（保護者用）」
	②入院している	「入院診療計画書」
	③障がい等で、日常の保育が困難であると認められる (負傷、疾病、障がい等の状況によっては入会できません)	「障害者手帳（写）」※もしくは 「診断書（保護者用）」
介護・看護	保護者の家族の介護・看護が必要と認められる (介護、看護を必要とする方が、施設や病院へ入所、入院している場合は、原則入会できません。)	「介護・看護状況届出書」 「介護保険被保険者証（写）」※もしくは 「障害者手帳（写）」※もしくは 「診断書（介護・看護用）」
出産	出産予定月及び前後各2か月の計5か月（月末まで） ※育児休業期間中は利用できません。	「母子手帳（写）」 (母の氏名と分娩予定日がわかるページ)
就学	授業の日数が、日曜日を除き月12日以上あり、かつ、通学日の帰宅時間が、15:30を過ぎる (就労に必要な技術等の習得を目的とした就学であり、自動車教習所や通信教育等は対象となりません。)	「在学証明書」「学生証」「入学許可証」のいずれかの写し 「時間割（写）」

※身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度相当、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5の方は、診断書の提出は必要ありません。

## 仕事を始めるため求職中です。申請できますか？

4月中に仕事を始める方は、一斉入会受付期間内にのみ申請できます。2025年3月15日（土）までに就労証明書をご提出ください（採用内定者は「採用予定」と記入してもらってください）。提出がなかった場合は、入会不承認となります。

5月以降から仕事を始めることになった場合は、仕事が決まってから改めて申請してください。

## 現在育休中ですが、復職する予定です。申請できますか？

復職予定月から学童保育クラブを利用することができます。利用開始日に応じた申請期間内にお申し込みください（4/1入会のみ、5/1までに復職する方も申請できます）。

下のお子さんが保育園の入園申し込みをしている場合は、入園可否が分かり次第、児童青少年課にご連絡ください。

## 午後3時で終わる仕事をしています。入会申請はできませんか？

居宅外で就労している場合、通勤時間を含めて帰宅時間が午後3時30分を過ぎる方は入会要件を満たします。なお、帰宅準備時間として15分の加算が可能です。

## ■ 状況に応じて必要な書類

状 況	提 出 書 類						
入会児童が障害者手帳を所持している	障害者手帳（写） ※毎年度提出が必要です						
他市から町田市に転入する	町田市に転入することがわかる町田市の住所が記載されている賃貸借や売買契約書等。 転入手続き後は、児童青少年課にご連絡ください。						
海外に在住	就労ビザなどの、海外に在住していることがわかる書類						
自営業、内職の方で、 2024年1月1日時点で町田市外に在住し税情報を確認できない、 または2024年1月1日以降に開業している	下記のいずれかの書類を提出してください。						
	<table border="1"> <tr> <td>最新の確定申告書</td> <td>・確定申告をしている場合は、受付印が押された第1表（写）を提出してください。 ・e-Taxによる電子申告の場合「受信通知（メール詳細）」「申告データ出力分」が必要です。e-Taxホームページからログインし、メッセージボックス一覧の中からメッセージを選び、画面を印刷してください。</td> </tr> <tr> <td>開業届・営業許可証等</td> <td>確定申告をしていない場合は、受理されていることがわかる開業届・営業許可証等（写）を提出してください。</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約書</td> <td>業務委託契約書（写）を提出してください。契約書がない場合は、納品書や発注書等の事業をしていることがわかる書類の写しを3か月分提出してください。</td> </tr> </table>	最新の確定申告書	・確定申告をしている場合は、受付印が押された第1表（写）を提出してください。 ・e-Taxによる電子申告の場合「受信通知（メール詳細）」「申告データ出力分」が必要です。e-Taxホームページからログインし、メッセージボックス一覧の中からメッセージを選び、画面を印刷してください。	開業届・営業許可証等	確定申告をしていない場合は、受理されていることがわかる開業届・営業許可証等（写）を提出してください。	業務委託契約書	業務委託契約書（写）を提出してください。契約書がない場合は、納品書や発注書等の事業をしていることがわかる書類の写しを3か月分提出してください。
	最新の確定申告書	・確定申告をしている場合は、受付印が押された第1表（写）を提出してください。 ・e-Taxによる電子申告の場合「受信通知（メール詳細）」「申告データ出力分」が必要です。e-Taxホームページからログインし、メッセージボックス一覧の中からメッセージを選び、画面を印刷してください。					
開業届・営業許可証等	確定申告をしていない場合は、受理されていることがわかる開業届・営業許可証等（写）を提出してください。						
業務委託契約書	業務委託契約書（写）を提出してください。契約書がない場合は、納品書や発注書等の事業をしていることがわかる書類の写しを3か月分提出してください。						

- きょうだいで入会申請する場合、証明書類は1部で構いません。
- 就労証明書及び診断書の有効期限は3か月です。
- 世帯において年度内2回目以降の申請の場合で、就労状況に変更がない場合は、再度提出いただくことなく結構です（利用する年度が異なる場合は、再度提出いただく必要があります）。
- 入会要件が変わったとき（就労時間・日数等）は、その都度書類を提出してください。
- 入会月時点で60歳以上の保護者は、入会の要件を確認できる書類の提出は不要です。
- 就労証明書に記載されている就労期間や、診断書の通院期間、在学証明書・学生証の就学期間内までしか、学童保育クラブをご利用することはできません。
- 提出書類の内容に事実と相違がある場合や、入会申請する世帯に申請時点で過去の育成料または特別育成料の未納がある場合は入会できません。

### ひとり親の場合

状 況	提 出 書 類
配偶者から3か月以上遺棄されている	捜索願の受理番号がわかるもの
離婚を前提に3か月以上配偶者と別居している	ひとり親として申し込む方の保険証（写）
離婚を前提に配偶者と別居し、かつ、家庭裁判所に離婚調停を申し立てしている	離婚調停の申立書（写） かつ ひとり親として申し込む方の保険証（写）
住民票を異動することはできないが、家庭裁判所へ離婚調停を申し立て、調停の初回呼出日から3か月経過している	離婚調停の呼出状（写） かつ ひとり親として申し込む方の保険証（写）
離婚、死別、未婚の場合	（配偶者と住民票上同一住所の場合は、ひとり親としての申し込みはできません）

※別居とは、住民票を別にし、生活の実態を分けることを指します。

## 4月1日入会の利用開始までのながれ

時期	入会のながれ	留意事項
9月	申請の準備	就労証明書は勤務先で作成いただく必要があります。 お早めにご依頼をお願いします。
10/1～ 11/6	入会申請	お早目の申請をお願いいたします。 オンライン申請であれば、24時間お手続きができます。
随時	要件の審査	追加書類の提出をお願いする場合があります。 ※オンライン申請の場合、追加提出フォームをご利用ください。
2月	入会承認通知書の 発送	11/7以降に申請された方や、審査が必要な高学年児童の申請をされた方は、 審査が完了次第発送します。
3月	入会説明会 (初めて入会される方)	保護者向けの説明会です。入会承認通知書にご案内を同封するほか、まちだ 子育てサイトでも1月頃に掲載します。
～3月末	口座振替の手続き (登録されていない方)	3月末までに口座振替の登録をお願いします。 ※詳しくは、7ページをご覧ください。
4月	減免承認（不承認）通知 の発送	減免申請をされた方に、4月～6月分の減免区分をお知らせします。 ※2024年1月1日時点の住所地が町田市外の方は、税証明書類が必要です。 詳しくは、9ページをご覧ください。
7月	減免承認（不承認）通知 の発送	減免申請をされた方に、7月～3月分の減免区分をお知らせします。 ※2025年1月1日時点の住所地が町田市外の方は、税証明書類が必要です。 詳しくは、9ページをご覧ください。

### 休会制度はありますか？

学童保育クラブには休会制度はありません。退会手続きをしないと、学童保育クラブを利用していなくても在籍することになります。在籍している期間は、学童保育クラブを利用しなくても育成料がかかります。

## 一斉入会受付期間における高学年児童の選考について

- 学童保育クラブには定員があります。低学年児童と障がいのある児童が優先的に入会した後に、高学年児童は各学童保育クラブの定員状況に応じて入会となります。
- 高学年児童は、入会を希望する学童保育クラブを第2希望まで選べます。ただし第1希望は、通っている小学校の学童保育クラブとなります。
- 高学年児童は保育の優先度を判定し、優先度の高い方から順次入会となります。選考は、入会選考基準表（14～15ページ）をもとに実施します。選考の結果、入会保留となる場合があります。入会保留となった場合、希望された学童保育クラブで順番待ちするか、クラブを変更するか、意向確認をいたします。

# 育成料の支払い方法

育成料の納入方法は、口座振替をお願いしています。

お支払いの手間がなく、翌年度以降もお手続きが必要ありません。



[◀ 育成料について](#)

## 口座振替の申し込み

### (1) Web 口座振替受付サービス

パソコン、スマートフォンなどを利用して、インターネットからお申し込みができます。

詳しくは、右記 QR コードからホームページをご覧ください。

育成料口座振替申し込み



### (2) 口座振替依頼書による金融機関窓口での申し込み

町田市役所児童青少年課（202 窓口）で配布している口座振替依頼書を使用して、取扱金融機関の窓口でお申し込みができます。

口座番号のわかるもの（通帳やキャッシュカード）、口座作成の際に使用した印鑑が必要です。

## 取 扱 金 融 機 関

金融機関名	Web	窓口	金融機関名	Web	窓口	金融機関名	Web	窓口
みずほ銀行	○	○	三菱UFJ銀行	○	○	三井住友銀行	○	○
りそな銀行		○	きらぼし銀行	○	○	横浜銀行	○	○
三菱UFJ信託銀行		○	三井住友信託銀行		○	東日本銀行	○	○
横浜信用金庫		○	川崎信用金庫		○	芝信用金庫		○
西武信用金庫		○	城南信用金庫		○	多摩信用金庫		○
中央労働金庫		○	町田市農業協同組合		○	ゆうちょ銀行	○	○

- 振替日は原則毎月末日です（末日が金融機関の休業日にあたる場合には、その翌営業日）。
- 過去にきょうだいが在籍していて、同じ口座を利用される場合は、申し込み不要です。
- きょうだいで登録される場合は、同一口座をご指定ください。

## 納付書払い・キャッシュレス決済

- 4月中旬に4～6月分、7月中旬に7～3月分の納入通知書をお送りしますので、納期限までにお支払いください。
- 納付書は、指定の金融機関、コンビニエンスストア等でお支払いできるほか、キャッシュレス決済でも納付できます。

## 特別育成料（延長料金）の支払い

特別育成料（延長料金）の支払方法は各学童保育クラブで異なります。

詳しくは、各学童保育クラブにお問い合わせください。

### < 中央学童、ころころ学童分室（町田第五小学校内）をご利用になる方 >

右記の QR コードから、特別育成料の口座振替申し込みができます。

※事前に、育成料の口座登録をお願いします。

※ご登録いただける口座は、育成料と同じ口座のみです。

**その他のクラブは、こちらからはお手続きできませんのでご注意ください！**

特別育成料口座振替申し込み



## 育成料の減額・免除（減免）

世帯の所得等に応じた減額・免除の制度があります。適用には毎年度申請が必要です。

### 減額・免除の適用区分

減免区分※1	市区町村民税所得割額	月 額		
		1 人 目	2 人 目 以 降 (同時利用時)	在籍日数が 月 1 5 日 以 下 のとき※2
区分 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護世帯</li> <li>● 市区町村民税非課税世帯</li> <li>● 中国残留邦人等への支援給付を受けている世帯</li> </ul>	0 円	0 円	0 円
区分 2	均等割のみ課税世帯及び 所得割額 4 8, 6 0 0 円未満	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円
区分 3	所得割額 4 8, 6 0 0 円以上 6 0, 0 0 0 円未満	6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
区分 4	所得割額 6 0, 0 0 0 円以上 1 6 2, 0 0 0 円未満	7, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
区分 5	所得割額 1 6 2, 0 0 0 円以上 3 1 3, 0 0 0 円未満	8, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
申請不承認	所得割額 3 1 3, 0 0 0 円以上	9, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
申請なし		9, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円

※1：まちだ子育てサイトで育成料のシミュレーションができます。

※2：月の15日以前に退会する、もしくは月の16日以降に入会する場合、または同月内の入退会で在籍日数が15日以下のときに該当します。出席日数ではありません。



### 申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

- ① 入会申請時に「減額・免除の申請」の「申請します」にチェックをする（オンライン・申請書共通）  
（入会申請時に「申請します」にチェックしなかったとき）
- ②-1 オンライン「育成料減免申請」（19ページ参照）から申請する。
- ②-2 「町田市学童保育クラブ育成料減免申請書」を提出する（郵送可）。

#### 減免申請をし忘れていました。遡って適用できますか？

申請月からの適用となり、遡って適用することはできません。入会申請時に申請されることをお勧めします。

#### 世帯所得が多いため、減免申請をする必要はありません。

2人目以降（同時利用時）の減額と、在籍日数が月15日以下の場合の減額は、所得に関わらず適用されます。所得に関わらず、申請されることをお勧めします。

おすすめ



Q A



減額・免除申請に必要な書類

1月1日時点の住所地	生活保護受給世帯 中国残留邦人等世帯	左記以外の世帯
町田市	—	年末調整、確定申告、市民税申告によって、税額が確認できる場合は、提出不要。
町田市外	生活保護受給証明書等	課税（非課税）証明書 もしくは 特別徴収税額通知書（写）

※市区町村民税は、1月1日時点の住所地で課税されます。

- 町田市外から転入されてきた方へ  
転入されてきた日によって、必要となる書類の年度が異なります。

	2025年4月～6月の減額・免除	2025年7月～2026年3月の減額・免除
提出書類	<b>2024年度（令和6年度）</b> 課税（非課税）証明書 もしくは 特別徴収税額通知書（写） ※保護者全員分	<b>2025年度（令和7年度）</b> 課税（非課税）証明書 もしくは 特別徴収税額通知書（写） ※保護者全員分
所得対象月	2023年1月～12月	2024年1月～12月
提出が必要な方	2024年1月1日時点で 町田市外にお住まいの方	2025年1月1日時点で 町田市外にお住まいの方

減額・免除に関する注意事項

- 出席日数による減額はありません。
- 特別育成料（延長料金）、おやつ代には減額・免除の適用はありません。
- 減額・免除の申請をした方には、減免承認（不承認）通知で結果を通知します。
- 郵送で必要書類を提出する場合、書類が児童青少年課に届いた日が受付日となります。受付日によって減額・免除の開始月が変わる場合がありますので、余裕を持った提出をお願いします。
- 減額・免除条件を満たすこと及び減免区分が確認できない場合は、追加で証明書類等の提出を求める場合があります。
- 減免適用区分における、「在籍日数が月15日以下のとき」、及び「同時利用する場合の2人目以降」の減免につきましては、申請があれば税額に関わらず適用となります。

< 所得割額の確認方法について >

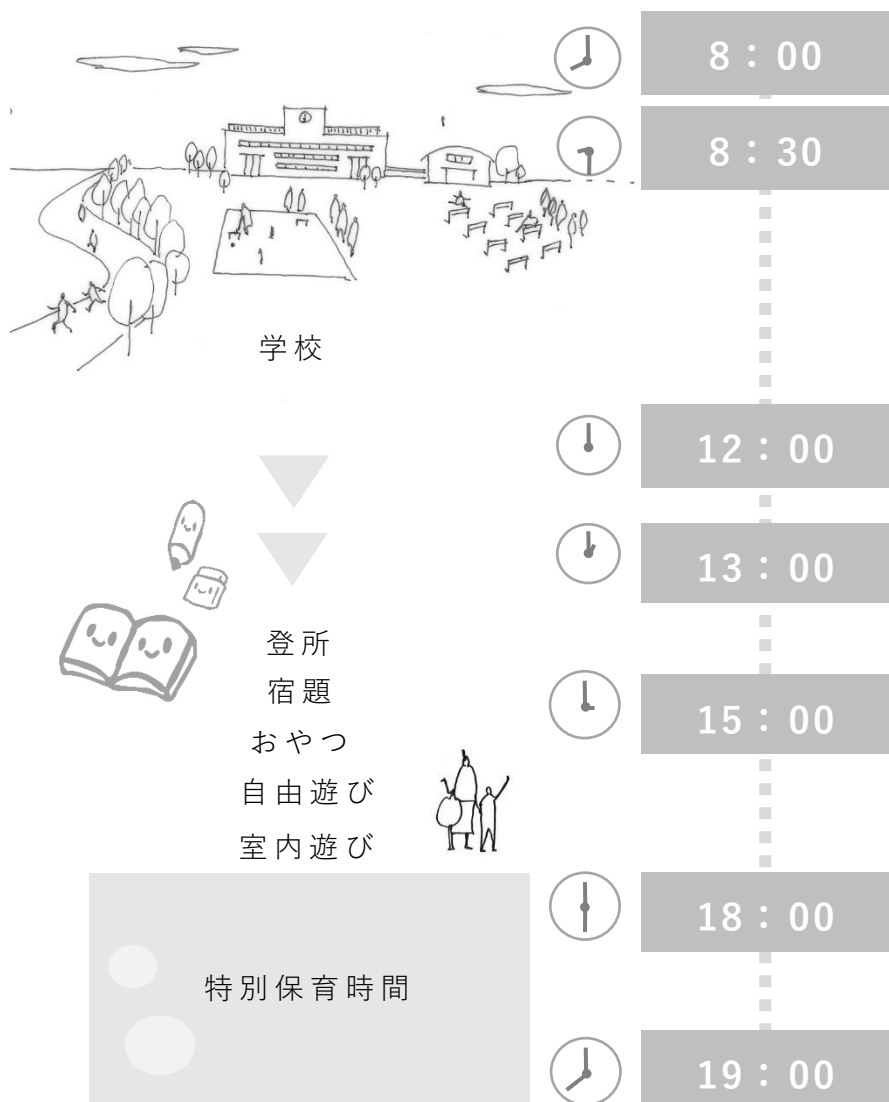
育成料は、市区町村民税所得割額に応じて、6段階に区分されています。  
所得割額とは所得金額に比例して課税される住民税額のことです。前年の所得により算定されます。  
所得割額は以下の方法で調べることができます。

- 特別徴収税額通知書…勤務先の会社等  
（自営業の方は町田市）から配布されます（5～6月頃）。
- 課税（非課税）証明書…市役所・市民センターで発行できます（300円程度）。

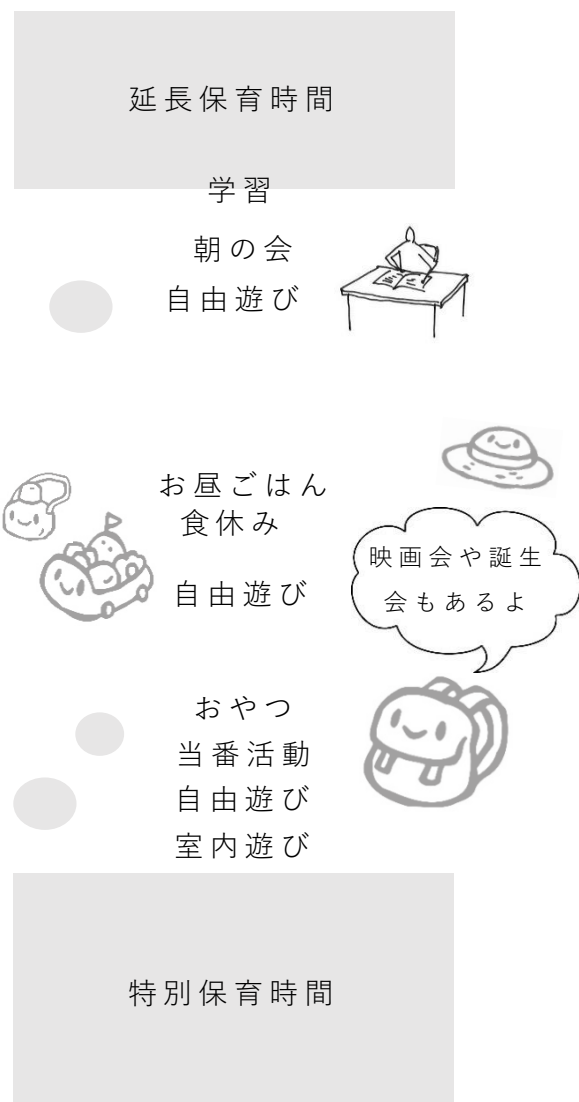
住民税	市町村民税	所得割額
		均等割額
住民税	都（県）民税	所得割額
		均等割額

# クラブでの生活例

／ 学校の授業がある日 ／



／ 土曜日および学校休業日 ／



★ 学童保育クラブのスペースは、児童一人あたりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上と定めています。

学童保育クラブの面積は市町村で基準を定めることとされており、町田市では児童一人につき、おおむね 1.65 平方メートル以上という基準を定めて整備しています。

★ おおむね児童 40 名につき、放課後児童支援員（補助員）を 2 人配置しています※。

町田市ではおおむね児童 40 名につき、職員を 2 人配置するという基準を定めて運営しています。なお、2 人のうち 1 人以上の放課後児童支援員を配置しています。

※放課後児童支援員とは、保育士・小学校教諭などの資格を持っている方が、都道府県等の認定資格研修を修了することで、取得できる資格です。

★ 学童保育クラブ職員のスキルアップに取り組んでいます。

町田市では、「町田市学童保育クラブ研修基本方針」を策定し、全クラブの職員を対象に「保護者支援」「高学年の発達の理解」「障がいがある子どもへの対応」などの様々な分野の研修を実施することで、子どもたちの育成支援を行っています。

## 入会にあたっての留意事項

- 学童保育クラブは児童1人で通うことを基本としています。往復時のお子様への安全指導を徹底してください。なお、保護者等のお迎えは可能ですが、一部の学童保育クラブを除き駐車場はありません。路上駐車は周辺住民の迷惑となりますので、絶対にしないようお願いします。
- 保育時間中の一時外出（習い事等による中抜け）は原則認めておりません。長期休業中の放課後等デイサービスへの中抜けについては、各学童保育クラブへお問い合わせください。
- 欠席・早退をする場合は、必ず学童保育クラブに連絡してください。
- おこづかい・お菓子等は一切持たせないでください。
- 学童保育クラブでは、保育時間（特別保育時間を含む）における給食の提供は行っておりません。土曜日・学校休業日及び学校給食のない日は、お弁当が必要です。
- 学童保育クラブでは、保育時間中におやつを提供します。おやつ代は学童保育クラブや保護者会等で集金します。金額等の詳細は学童保育クラブへご確認ください。食物アレルギーのある児童につきましては、個別の対応を行っております。
- 保育時間中に医療行為が必要な場合は事前にご相談ください。
- 学校閉鎖・学級閉鎖の場合は感染拡大防止のため、罹患していなくても学童保育クラブに出席できません。
- 入会児童が学童保育中に事故・怪我等で負傷した場合に備え傷害保険に加入しておりますが、その補償は見舞金の給付をするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。別途、個々のご家庭で保険に加入することをお勧めします。
- 入会児童が、クラブの設備や備品などを破損した場合、弁償していただく場合があります。
- よりよい保育環境を整え集団生活を円滑に行うため、個別支援が必要となる場合は小学校等の関係機関に情報提供を求め、また、情報提供をすることがあります。
- 学童保育クラブは「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいたとき、虐待が疑われるとき、虐待の通報が入ったときは速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所へ通告する義務があります。

次のいずれかに該当する場合は、退会していただくことがあります

- 入会申請に偽りがあったとき
- 児童の疾病等により保育に耐えられないと判断したとき
- 集団保育になじまないような危険行為を繰り返す等の問題が解消しない場合や、その他の理由により保育に耐えられないと判断したとき
- 出席日数が著しく少ないとき（1ヶ月の出席日数が概ね8日未満となること3ヶ月以上続く場合等）
- 育成料または特別育成料を滞納したとき（育成料または特別育成料に未納があり、催告にも応じない場合）

# 学童保育クラブ一覧

小学校区	学童保育クラブ	住所	電話番号	場所
町田第一小学校	中央学童保育クラブ	中町1-20-30	042-725-5231	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
町田第二小学校	学童21保育クラブ	原町田4-26-40	042-724-7784	小学校敷地内(プール棟2階) ※一部せりがや会館も使用
町田第三小学校	竹ん子学童保育クラブ	本町田1212	042-722-3267	小学校校舎内
町田第四小学校	森野学童保育クラブ	森野2-21-28	042-726-2448	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
町田第五小学校	ころころ学童保育クラブ	玉川学園3-35-45	042-710-1475	玉川学園子どもクラブ ころころ児童館内 ※一部小学校校舎内も使用
町田第六小学校	高ヶ坂学童保育クラブ	南大谷7-3-2	042-726-2449	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
南大谷小学校	南大谷学童保育クラブ	南大谷6-16-2	042-723-6577	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
藤の台小学校	藤の台ポケット組学童保育クラブ	藤の台3-1-1	042-727-8566	小学校校舎内
本町田ひなた小学校 ※1	本町田ひなた学童保育クラブ ※1	本町田2032	042-860-6665	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
南第一小学校	南第一さくら学童保育クラブ	南町田1-10-1	042-795-4705	小学校校舎内
南第三小学校	金森学童保育クラブ	金森東1-2-1	042-726-0290	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
南第四小学校	どろん子学童保育クラブ	金森東3-22-24	042-799-0989	小学校隣接地 ※一部小学校校舎内も使用
つくし野小学校	つくし野学童保育クラブ	つくし野2-21-11	042-795-2187	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小川小学校	わんぱく学童保育クラブ	小川3-10-1	042-795-5875	小学校校舎内
成瀬台小学校	すまいる学童保育クラブ	成瀬台2-5-2	042-722-0633	小学校校舎内
鶴間小学校	鶴間ひまわり学童保育クラブ	鶴間4-17-1	042-706-4643	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
高ヶ坂小学校	高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂6-7-1	042-720-0096	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
成瀬中央小学校	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬2-8	042-726-7966	小学校校舎内
南つくし野小学校	南つくし野学童保育クラブ	南つくし野2-17-2	042-795-0051	南つくし野保育園隣接地 ※一部小学校校舎内も使用
成瀬小学校 ※2	成瀬学童保育クラブ ※2	南成瀬3-6	042-726-1758	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用

※1：本町田東小学校と本町田小学校の統合に伴い、藤の台学童保育クラブと本町田学童保育クラブが統合します。

※2：南第二小学校と南成瀬小学校の統合に伴い、そよかぜ学童保育クラブとなんなる学童保育クラブが統合します。

小学校区	学童保育クラブ	住所	電話番号	場所
鶴川第一小学校	野津田学童保育クラブ	野津田町1290	042-735-4568	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
鶴川第二小学校	鶴川第二学童保育クラブ	能ヶ谷7-24-2	042-737-0080	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
鶴川第三小学校	鶴川学童保育クラブ	鶴川6-5	042-734-0429	小学校校舎内
鶴川第四小学校	鶴川第四学童保育クラブ	鶴川3-22	042-734-3845	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
金井小学校	金井学童保育クラブ	金井ヶ丘1-30-2	042-736-0771	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
大蔵小学校	大蔵学童保育クラブ	大蔵町286	042-734-3277	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
三輪小学校	みわっこ学童保育クラブ	三輪町330-1	044-988-0830	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
忠生小学校	なかよし学童保育クラブ	忠生3-10-2	042-791-1729	小学校校舎内
小山田小学校	小山田学童保育クラブ	上小山田町610	042-860-1033	小学校近接地
忠生第三小学校	木曾学童保育クラブ	木曾東3-11-3	042-791-6867	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
山崎小学校	山崎学童保育クラブ	忠生2-15-26	042-792-0285	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小山田南小学校	桜の森学童保育クラブ	小山田桜台2-7	042-794-8013	小学校校舎内
木曾境川小学校	木曾境川学童保育クラブ	木曾西1-9-1	042-793-2270	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
七国山小学校	七国山学童保育クラブ	山崎町1314-2	042-791-1606	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
函師小学校	函師学童保育クラブ	函師町239-19	042-791-2013	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小山小学校	小小学童保育クラブ	小山町944	042-794-8100	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘学童保育クラブ	小山ヶ丘5-37	042-770-6522	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
小山中央小学校	小山中央学童保育クラブ	小山ヶ丘3-7-1	042-797-5557	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
相原小学校	相原たけの子学童保育クラブ	相原町1673	042-775-5707	小学校校舎内
小中一貫ゆくのき学園 (大戸小学校)	大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町3865	042-783-3533	武蔵岡中学校校舎内

- 学童保育クラブの見学をご希望の方は、事前に各学童保育クラブへご連絡ください。

# 学童保育クラブ入会選考基準表

【町田市学童保育クラブ入会選考基準表】別表第1

類型			細目		指数		
I	居宅外 労働	居宅外	1	月 20 日 以上	160 時間以上	10	
					140 時間以上	160 時間未満	9
					120 時間以上	140 時間未満	8
					100 時間以上	120 時間未満	7
					80 時間以上	100 時間未満	6
					80 時間未満		5
			2	月 16 日 ～19 日	152 時間以上		9
					133 時間以上	152 時間未満	8
					114 時間以上	133 時間未満	7
					95 時間以上	114 時間未満	6
					76 時間以上	95 時間未満	5
			3	月 12 日 ～15 日	76 時間未満		4
					120 時間以上		8
					105 時間以上	120 時間未満	7
					90 時間以上	105 時間未満	6
		75 時間以上			90 時間未満	5	
		4		60 時間以上	75 時間未満	4	
				60 時間未満		3	
				上記以外で、児童の保育に欠ける勤務		1	
II	居宅内 労働	居宅内	1	月 20 日 以上	160 時間以上	9	
					140 時間以上	160 時間未満	8
					120 時間以上	140 時間未満	7
					100 時間以上	120 時間未満	6
					80 時間以上	100 時間未満	5
					80 時間未満		4
			2	月 16 日 ～19 日	152 時間以上		8
					133 時間以上	152 時間未満	7
					114 時間以上	133 時間未満	6
					95 時間以上	114 時間未満	5
					76 時間以上	95 時間未満	4
			3	月 12 日 ～15 日	76 時間未満		3
					120 時間以上		7
					105 時間以上	120 時間未満	6
					90 時間以上	105 時間未満	5
		75 時間以上			90 時間未満	4	
		4	内職	60 時間以上	75 時間未満	3	
				60 時間未満		2	
				1 から 3 までに掲げるもののほか、勤務の様態から明らかに保育を必要とすると認められる場合		1	
III	出産	出産	1	出産	7		
IV	疾病、負傷 又は 心身障がい	入院	1	入院	10		
		居宅内	2	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級	10		
				常時病臥（1 日の大半を病床で過ごすこと）又は日常生活に介助が必要な場合			
3	日常生活を著しく制約されると認められる場合、長期療養の場合	7					
V	介護又は 看護	居宅内	1	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は要介護 4・5 である者等の常時観察又は付添看護（介護）が月 20 日以上必要と認められる場合	10		
			2	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は要介護 4・5 である者等の一部看護（介護）が月 12 日以上必要と認められる場合	8		
			3	1 から 2 までに掲げるもののほか、看護か介護が必要と認められる場合	3		
VI	不存在	不存在	1	死別、離婚、行方不明、拘禁又は未婚	10		

【町田市学童保育クラブ入会選考基準表】別表第2

項目		細目		指数
母又は父の状況	就労	ア	週3日相当の労働以外に週2日相当の別の要件がある場合	+1
世帯の状況	両親不存在	エ	養育家庭を含む	+3
	ひとり親	オ		+2
	単身赴任	カ	就労証明書で証明されている場合に限る。	+1
	複数介護又は看護	ク	申込児童を除き介護又は看護を必要とする者が2人以上いる場合	+1
	その他の調整	ケ		+1

高学年児童の選考方法

- 別表第1で両親（不存在の場合は不存在を適用）の合計を算出します。
- 別表第1の合計点に、別表第2に該当する項目を加点します。
- 別表第1と別表第2の合計得点が高い順に、順位を決定します。

【選考指数が同数の場合の基準】

適用順序	基準
1	入会選考基準表 別表第1における保護者の指数が高い者の順
2	学年が次に掲げる順
	(1) 4年生
	(2) 5年生
3	(3) 6年生
	入所選考基準表 別表第1における類型番号による次に掲げる順
	(1) VI 不存在
	(2) IV 疾病、負傷又は心身障がい
	(3) I 居宅外労働
	(4) II 居宅内労働〔(細目4)内職に該当する場合を除く〕
	(5) V 介護又は看護
(6) III 出産	
(7) II 居宅内労働〔(細目4)内職〕	
4	入会選考基準表 別表第1における細目番号が小さい者の順
5	保護者の勤務等の日数が多い順（保育を必要とする日数）
6	介護または看護ができる祖父母のいない者
7	保護者の帰宅時間が遅い順
8	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要とすると認められる者

選考指数が同数の場合の順位決定方法

- 適用順序の1番から順に順位を決定していきます。
- 適用順序の7番で通勤時間を確認します。就労証明書に通勤時間の記載をお願いします。記載がない場合、順位が後ろになることもあります。
- 上記の高学年児童選考は、11月6日（水）までに申請があった世帯を対象に行います。以降に受付した申請は選考を行わず、申請順となります。

## 放課後の居場所紹介

### 子どもセンター

0歳から18歳までの子どもが自由に利用できる児童館です。施設には、音楽コンサートもできるプレイルームを始め、工作や料理ができる造形室・調理室、乳幼児と保護者が安心して過ごせる乳幼児室など、目的に合わせたさまざまな部屋や屋外広場があります。



開館時間：10：00～21：00（子どもセンターぱお分館 WAAAO は10：00～18：00）

※小学生は、18時以降は保護者の付き添いが必要です。

休館日：毎週火曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌日、12月28日～翌年1月4日

子どもセンターぱお分館 WAAAO は毎週日曜日、祝休日、12月28日～翌年1月4日

施設名	所在地	問合せ先
子どもセンターばあん	金森4-5-7	042-788-4181
子どもセンターつるっこ	大蔵町1913	042-708-0236
子どもセンターぱお	相原町2025-2	042-775-5258
子どもセンターぱお分館 WAAAO	小山ヶ丘4-1-13-3階	042-770-5057
子どもセンターただON	忠生1-11-1	042-794-6722
子どもセンターまあち	中町1-31-22	042-794-7360

### 子どもクラブ

子どもセンターから距離があり、子どもの人口の多い地域に設置している小型の児童館です。



開館時間：10：00～18：00

休館日：毎週日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日まで

南町田子どもクラブは、毎週木曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌日、12月28日～翌年1月4日

施設名	所在地	問合せ先
玉川学園子どもクラブころころ児童館	玉川学園3-35-45	042-710-1475
南大谷子どもクラブ「MOこもこ」	南大谷264都営4号棟1階	042-739-6791
木曾子どもクラブ「きそっち」	木曾東1-6-40	042-729-2260
南町田子どもクラブ「つみき」	鶴間3-1-4パークライフ棟	042-850-6035
小山子どもクラブ「さん」	小山町1165-3	042-794-8033
三輪子どもクラブ「MIWA~GO」	三輪緑山3-25-2	044-299-6307
小山田子どもクラブ「ゆめいく」	小山田桜台2-1-2	042-798-5519

### 放課後子ども教室「まちとも」

放課後の校庭や空き教室等において無料で遊ぶことができる「子どもの居場所事業」です。自由遊びを中心に、学校の学習支援なども取り入れながら、ボランティアの方による見守りを地域ぐるみで行っています。



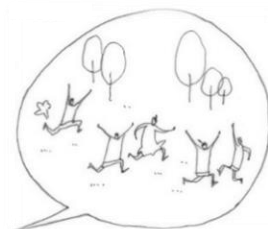
放課後、授業終了後すぐに参加できます。学童保育クラブに通うお子様も参加できます。

学校ごとの開催状況は、QRコードから各学校のまちともにお問い合わせください。

※開催時間（放課後～17：00）のみ連絡先につながります。

※学校によっては、「新1年の利用はゴールデンウィーク明けから」としているところもあります。

実施場所	市内すべての小学校（校庭・校舎内）
費用	無料（イベント時、実費徴収あり）
実施日数	原則、週5日間開催 ※授業日の放課後に実施しています。





## 子ども創造キャンパスひなた村

日向山にある子どものための施設で、林の中の広場や野外炊事場、工作室、陶芸室、250人収容の多目的ホール「カリヨンホール」があります。施設の貸出も行っていきます。  
開館時間：4月～9月 9：00～18：00 / 10月～3月 9：00～17：00  
休館日：第1・3火曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌日、12月28日～翌年1月4日



施設名	所在地	問合せ先
子ども創造キャンパスひなた村	本町田2863	042-722-5736

## 冒険遊び場

公園の自然環境を活かして、秘密基地をつくる、地面に穴を掘る、木に登る、といった子どもが「やってみたい」ということを実現できる場所です。開催状況はこちらから→



施設名	所在地	問合せ先
せりがや冒険遊び場	芹ヶ谷公園内	080-5495-2949（代表：大野）
鶴川中央公園冒険あそび場	鶴川中央公園内	070-2801-1028（代表：市川）
谷戸池公園冒険遊び場	谷戸池公園内	090-1736-9746（代表：高山）
三ツ目山冒険遊び場	三ツ目山公園内	042-771-9821（代表：川合）
松葉谷戸冒険遊び場	松葉谷戸公園内	matsubayato.boukenasobiba@gmail.com

## 保育園における学童一時預かり

市内在住の小学6年生までの児童が対象となります。利用日数等の制限はありません。実施している園については、右記のQRコードからご確認ください。



1日あたりの利用時間数	利用料(日額)
5時間未満	500円
5時間以上10時間未満	1,000円

- ・ 事前に登録が必要です。登録は各園でお願いします。
- ・ 利用希望日の前日までにご予約ください。  
（定員を超える等の理由で調整させていただくことがあります）
- ・ 園によって実施時間や延長利用の有無が異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。
- ・ 別途おやつ代や給食費等がかかる場合があります。

## ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての協力をしてくれる人（援助会員）とが会員となり、地域の中で子育ての相互援助活動を行い仕事と育児の両立を支援する事業です。保育園・幼稚園などへのお子さんの送迎・預かり、学校の放課後・学童保育クラブの終了後の預かりなど、補助的、臨時的なお手伝いが主な内容となります。



ファミリー・サポート・センター（事務局）では、会員登録や、依頼会員と援助会員のマッチングなどの事務を担っています。事業についての説明も行いますので、お気軽にご連絡ください。事業概要や会員登録方法、講習会最新情報など、以下のホームページをご確認ください。

## 家庭の状況が変わったとき、退会や入会辞退をしたいとき

変更・退会等の手続きは、オンライン申請、もしくは書類に記入の上、児童青少年課に提出してください（書類は郵送可）。

手続きが必要なとき		オンライン	提出書類
変更	住所や家庭の状況等に変更があるとき	○	変更届・転所申請書
	提出した就労証明書の勤務先や就労時間、勤務日数などが変わったとき	○	就労証明書
転所	転校等により学童保育クラブを変更するとき	○	変更届・転所申請書
退会	入会承認期間の途中で退会を希望するとき <u>※退会日を受付日より前に遡ることはできません。</u>	○	退会届・入会辞退届
入会辞退	入会前に入会申請を取り下げるとき	○	

### < 受付日について >

- オンライン申請の場合  
オンラインで送信完了した日が受付日となります。
- 書類の場合  
書類が児童青少年課に届いた日が受付日となります。



◀ 各種手続きはこちら

オンライン申請や  
申請書のダウンロードが  
できます

### 保護者が退職をしました。退会しなくてははいけませんか？

次の仕事を探すために「求職期間」として3か月はそのまま学童保育クラブを利用できます（3か月後の末日まで）。退職日から3か月の間に新しい勤務先の就労証明書等、入会要件を確認できる書類を提出してください。

なお、書類提出の期日を把握するため、退職日を必ず児童青少年課にお知らせください。求職期間内に新しい勤務先等が決まらなかった場合は、一度退会していただきます。

### 入会申請したときはひとり親でしたが、結婚しました。なにか手続きはありますか？

オンライン申請、または「変更届・転所申請書」を記入して児童青少年課に提出してください。

また、保護者全員の入会要件確認書類（就労証明書など）の提出が必要になります。

減免申請をされていて、保護者が市外から転入された場合には、課税（非課税）証明書の提出も必要になります。

# オンライン申請

まちだ子育てサイトから学童保育クラブにかかる各種手続きができます。

< 事前に準備するもの >

- ・ スマートフォンまたはパソコン
- ・ 就労証明書など必要書類



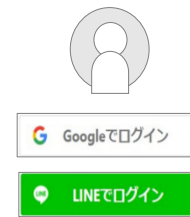
◀ [各種手続きはこちら](#)

## ▼ オンライン申請できる手続き

- ・ 学童保育クラブ入会申請
- ・ 生活習慣確認シートの入力
- ・ 追加提出フォーム
- ・ 学童保育クラブ入会辞退（申請取下）届
- ・ WEB 口座振替受付
- ・ 育成料領収証書発行申請
- ・ 育成料減免申請
- ・ 住所等変更届
- ・ 学童保育クラブ転所申請
- ・ 学童保育クラブ退会届

### STEP1 ログイン

まちだ子育てサイトのリンクや、2次元バーコードから専用フォームを開きます。メール認証のみの申請も可能ですが、ログインすることで、一時保存やコピーができるため、ログインして申請に進むことをお勧めします。



### STEP2 申請内容の入力

利用規約に同意後、申請内容を入力します。そのページの申請内容の入力が済んだら、「一時保存して、次に進む」を押します。

部屋を明るくして、影ができないように撮影してください。



### STEP3 添付書類のアップロード

就労証明書やスケジュール表などの申請に必要な書類をスマートフォンで撮影し、アップロードします。

※ファイルサイズの上限は、1ファイルあたり8MBです。

### STEP4 入力内容を確認して申請

入力した内容を確認し、「この内容で申請する」を押したら完了です。ログインして入力したメールアドレス宛に、受付完了メールが届きます。なお申請完了後に、申請の取り下げ、訂正もオンラインで可能です。

※申請は、きょうだいがいる場合、児童ごとに申請が必要です。ログインして申請することで、2人目以降は複写して入力ができます。



◀ [操作マニュアル](#)

切手を  
お貼り  
ください

194-8520

東京都町田市森野2-2-22

入  
会  
申  
請  
書  
在  
中

町田市役所子ども生活部  
児童青少年課学童保育係 行

封をする前に書類をご確認ください

- 入会申請書が入っている
- 保護者の就労証明書または入会要件が確認できる書類が入っている
- 【新規入会のみ】児童の健康・生活習慣確認シートが入っている
- 書類には未記載の項目がない
- 郵便料金に不足はない
- 11/6までに余裕がある  
※余裕がなければ、児童青少年課窓口までお持ちいただくか、オンラインで申請してください。

学童保育クラブに関するお問い合わせ

042-724-2182

学童保育クラブの情報掲載！



町田市役所子ども生活部児童青少年課学童保育係  
〒194-8520 町田市森野 2-2-22 受付時間：8:30～17:00

<http://kosodate-machida.tokyo.jp>

まちだ子育てサイト



この冊子は3,000部作成し、1部あたりの単価は109円です（職員人件費を含みます。）。